

日本籍内航船における持運び式消火器の数及び配置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

日本籍内航船における持運び式消火器の数及び配置に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 10 規則では、居住区等に設置すべき持運び式消火器の数の要件が規定されている。しかしながら、詳細な数及び配置が規定されていないとして、これを明確にする統一解釈が、2008 年 5 月の IMO 第 84 回海上安全委員会 (MSC84) にて承認され、MSC.1/Circ.1275 として回章された。本会としてもこの内容を規則に取入れ、2009 年 4 月 15 日より施行している。

国内においては、MSC.1/Circ.1275 に基づく関連省令等の一部改正が 2009 年 12 月に公布され、2010 年 1 月 1 日に施行された。しかしながら、同一部改正では、総トン数 500 トン未満の船舶及び航路制限のある船舶については、MSC.1/Circ.1275 の規定は適用されていない。

今般、上記省令等と整合させるべく、関連規定を改めた。

改正内容

総トン数 500 トン未満の船舶等に対する持運び式消火器に関する規定を、次のとおり改めた。

- (1) タンカーの貨物エリア内の暴露甲板における持運び式消火器を省略できるよう規定した。
- (2) タンカーのポンプ室における持運び式消火器を省略できるよう規定した。
- (3) 居住区域及び機関区域における持運び式消火器の数及び配置を改めた。
- (4) 持運び式消火器の種類に関する規定を改めた。